

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

# 関西労災職業病11月号

(通巻第103号)

関西労働者安全センター 1982.11.20発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪 315742 **100円**

- 
- 保育労働者をめぐる健康破壊実態とその課題…………… 1  
大阪市職 民生局支部
  - シリーズ/マイクロエレクトロニクスと労災職業病(その3)…… 5
  - 前線から(ニュース)…………… 8
  - 針灸治療制限闘争…………… 15
  - 学習のページ** 労働安全衛生法を読む⑦…………… 17
- 

10月の新聞記事から/14 年末カンパのお願い/22

# 保育労働者をめぐる

## 健康破壊実態とその課題

寄稿

大阪市職 民生局支部

### はじめに

- 保育労働者は訴えている。
- 今の労働条件では治療しても現状維持のみで再発するしかない。
- 時間外の通院と出費は生活の中で苦しい。
- この仕事(保母)を五年していると、何らかの病気になる。
- 腕の時は二年間時間内通院で完治した。腰痛の治療では現在時間外通院で、会議、家事で通院でき

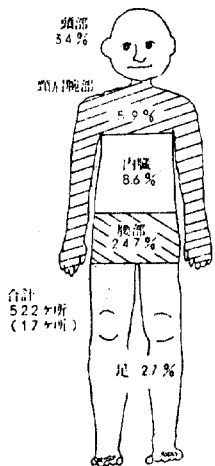
ない。大阪市の就職して六カ月後腰痛になった。人的保障が通院保障では必要。組合自身が本腰をいれてその原因、解決方法を考えなければならぬ。

○疲れてくると肩から腕へとすぐくだるい感じになり、はき気のある時もある。目や歯が異常なのに痛くなる。医者に行っても特別な薬はなく、休みもとれない。疲労が積み重なっても年休も職場にあわせてしかとれない。

○職場の中で自覚症状が出て、変にそれをかくそうとしたり、話題をそらしたりする人もいるがおかしいのでは……？

略問A 現在通院または自宅治療している方は次の項目について回答して下さい。

ア. 時間外通院者の疾病部分 (ex くび、腰、肩、手、足、指)



- 頭痛 7人・目 6人・鼻 3人 (保育所外 1人を含む)
- 耳 1人・歯 1人 (肩痛からくる)
- 首 73人 (1人) ・ 肩 121人 (3人) ・ のど 3人
- 背中 16人 (1人) ・ 甲状腺 1人
- 心臓 2人 ・ 胃 25人 (3人)
- 吐き気 2人 (頸腕症から波及 1人)
- 手首 16人 ・ 指 1人 ・ 肝臓 5人 (1人)
- 腎臓 5人 (2人) ・ 腸 3人 (1人)
- 腕 73人 (1人) ・ 腰 129人 (3人)
- 足 14人 ・ すい臓 2人
- 血圧 4人 (1人) ・ 半身のしびれ 2人
- 不眠 1人 ・ 全身 (頸腕症から) 6人

### 大阪市保育労働者の

### 健康破壊の実情

保育現場で呻吟している保育労働者の姿がうかびあがっている。

民生局支部では、一九八二年七月

イ. 病 名

頸肩腕症候群 88人(1人) ・ 筋肉疲労 3人 ・ 背骨の変形又はズレ 2人  
 椎骨血流不全 1人 ・ 50肩 1人  
 股関節ズレ 1人 ・ 腰痛 67人(1人) ・ 根性腰痛症 ・ 変形性腰痛症  
 足(じん帯がゆるむ、膝に水がたまる) 3人(1人)  
 指先に血が流れない 1人 ・ 椎間板ヘルニア 3人 ・ 坐骨神経痛 3人  
 喉頭炎 2人 ・ 気道炎 2人 ・ けんしょう炎 3人  
 生理痛 2人 ・ 眼底炎症 1人 ・ 鼻炎、蓄のう 2人(1人)  
 膀胱炎 3人 ・ 不整脈 1人 ・ 腎炎 5人(2人) ・ 胃腸炎 11人(1人)  
 肝炎 3人(1人) ・ スイ炎 1人 ・ 胃かいよう(1人)  
 直腸炎 1人 ・ 十二指腸かいよう 1人 ・ スイ不全 1人 ・ 胃アトニー(1人)  
 甲状腺機能亢進症 1人 ・ 僧帽弁逸脱症 1人 ・ 関節痛(炎) 4人  
 切迫流産 1人 ・ 単性緑内障 1人 ・ 気管支炎 2人  
 癩瘡(1人) ・ 更年期障害(1人) ・ 高血圧 5人(1人)

注 ( )内の数字は保育所外の人数

ウ. 通院開始年齢と自覚症状がでてきた年齢

	㉑通院開始年齢	㉒自覚症状のた年齢		㉑通院開始年齢	㉒自覚症状のた年齢
17才	1人		36才	3人	5人
18	0	1人	37	4(1人)	5(1人)
19	0	1	38	0	0
20	5	11	39	1	1
21	10	16	40	1(1)	1
22	13	18	41	0	1(1)
23	17	19	42	2	1
24	17	14(1人)	43	1(1)	1(1)
25	18(1人)	17	44	4(1)	3(1)
26	14	14	45	2(1)	1
27	10	8	46	1(1)	1(1)
28	6	4	47		0
29	10(1)	3	48		
30	8	5	49		
31	7	5	50		
32	7	6	51		
33	6	5	52	1	1
34	5	4	53	1	1
35	3	1	54		

カ. その治療方法

※ ホットパック 6人 ・ 湿布 8人 ・ ※ マッサージ 22人 ・ ※ 低周波 1人  
 ※ ハリ、灸 101人(4人) ・ 体操スポーツ 8人 ・ SSP 1人  
 休息、気分転換 5人 ・ ※ 電気治療(電気種マッサージ) 21人  
 ローリング 2人 ・ ※ プラスチック療法 1人 ・ コルセット 6人  
 ※ マイクロウェーブ 3人 ・ ※ リハビリテーション 17人 ・ ※ 整骨 2人  
 ※ けん引 7人 ・ ※ サイロプラクティック療法 5人(1人)  
 投薬 68人(8人) ・ 注射 25人(5人) ・ 点滴 2人 ・ 局部処理 1人  
 吸入 2人(1人)

三〇日付で、勤務時間外通院者の実態調査を行った。収件数一四八件、四九・八%の回収率であるが、その結果、次のような事実が明らかとなった。

ス。現在の症状は、現在の仕事を始めてから出るようになった方は○印、以前からの持病の場合は×印をつけて下さい。

○印 176人(2人) ×印 1人(3人) その他 1人

【解説】

実に93%の人が仕事と疾病に何らかの因果関係をみだしていることは驚くべきことです

セ。現在の症状は仕事と関係が「A」大いにある「B」かなりある「C」少しはある「D」ないのでどれですか。

「A」124人(2人) 「B」43人(1人) 「C」22人(4人) 「D」4人(3人)  
64.2% 22.2% 11.3% 2%

【解説】

スの項で、持病と答えた人でも仕事との関連で自分の病気を考えていることが分かります。労働条件が良くなるも持病も良くなり、悪化すると持病も悪化することを示すわけです。精神的に嫌な仕事をしている1日はとても長く感じます。ストレスが身体を圧迫するように、劣悪な労働環境で私達の生命までも縮められているのです。

以上が、大阪市の保育労働者の健康破壊状況の一断面である。  
九九%の保育労働者が「保育にたずさわるといってから発病」したとい、九九%の保育労働者が、「仕事と関係ある」と自覚している。つまり、当局責任を告発しているの

1回/週	2	1.8	%
2回/	2	2.4	%
3回/	2	0.6	%
4回/		3.6	%
5回/		1.8	%
6回/		1.8	%
毎日		1.8	%
1回/2週	1	2.1	%
2回/2週		8.4	%
2回/月		3.0	%
1回/2月		0.0	6%
時に		1.8	%
合計		99	16%

68.4%

ク。通院回数

である。

また最近では、大阪市の保育現場に導入されている臨時労働者の中でも、「腰痛」、「頸腕」をり病したという訴えも報告されている。

民生当局は、当局責任をあいまいにしなが、り病の責任を本人素因に転化しつづけているが、そういう言い逃れは許されるものではない。

また不充分性を含みながら、地方公務員災害補償基金大阪支部も、当局責任を明確にする判断をだしはじめています。

地方公務員災害

補償基金への

闘い

大阪市職民生局支部では、腰痛、職業性頸肩腕障害のり病者本人のとりくみを中心としながら、現在まで、十六人の公務災害認定申請を行ってきた。また今も一件申請を準備中である。

そして、十六件中、一件は基金支部審査会において、「公務上」と認定され、六件は、基金支部において、「公務上」と認定された。残る九件中、一件は基金支部において、いまだ決定がされておらず、八件については、「公務外」と認定された。そのうち二件は退職等の事由により、審査請求をおこなわず、残る六件について審査請求を基金支部審査会におこなっている。

災害補償基金へのとりくみは、自己意見書づくり、反論書づくりなど、

り病者個人では、とうていできるものではないほどの膨大な作業量が必要であり、支部組織をあげてのとりくみが必要のものとなっている。

また、この間の基金支部の「公務上」、「公務外」の判断の基準は、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな場合」とし、「その業務量において同種の他の職員と比較して過重である場合であって、公務以外の原因によるものでない」場合としている。

こうした保育労働者の腰痛、頸肩腕障害の場合、「過重性」を判断基準の基本に考えた考え方は、大阪市支部審査会として、一九七六年十一月十一日付の「高橋節子氏に対する裁決書」において最初にしめされた。以後、「過重性評価」による判断基準において、市職民生局支部の場合六名の保育労働者が公務上と認定された。保育労働者の腰痛、頸肩腕障害の原因を過重性を重視することによって、公務上と判断する考え方は、公務外として一切きりすてられ

ていた時点では、積極的な意義があったと思われる。

しかし今日、前述した民生局支部調査によると、「頸肩腕症候群」による通院者、八八八、「腰痛」による通院者、六七人となっている。また通院といかないまでも、「頸腕」、「腰痛」の自覚症状を訴えるものが、過半数をこえる実態となっている。

こうした実態を考えると、「過重性評価」による判断は、補償制度の本旨、職場実情を正しく反映しているとはいえず、保育労働の特殊性、さらに大阪市の低保育行政水準（とりわけ体制）が、職業性頸肩腕障害、腰痛り病の原因となっているのは明らかである。

基金としても、「相当期間継続して、大阪市の保育業務に従事」し、「職業性頸肩腕障害」、「腰痛」をり病した保育労働者については、すべて「公務上」と判断すべきであると考ええる。

「過重性」だけではなくて、災害補償制度の本旨にたち、低保育水準

の実情と、り病者が多発している現状にもっと眼を向けるべきである。

## 職業病闘争の

### 前進のために

支部では、職業病闘争の基本を、企業内補償闘争と対災害補償基金闘争の二本立とし、前者では、①職業病を発生させない職場づくりの闘い、②り病予防、健康回復へ向けてのとりくみ、後者では、③認定闘争、④基金の民主化をかちとる闘いも総合的にとりくんでいる。

とりわけ、現在重要な課題となっているのは、「時間内の通院制度改善の闘い」と、「公務上認定者に対する健康回復体制の確立の闘い」である。

従来ともすれば、り病者と執行部だけの闘いであったが、そういう弱さの克服をめざし、「り病者の問題は文字どおり、自らの問題である」

とする組合員全体でり病者をささえ  
きる体制づくりに全力をあげる必要  
がある。

十一月一日、決起集会、十一月二

日、分会職業病担当者会議開催と、  
職業病闘争を闘いぬく決意が各職場  
の中に確実に拡がっている。

身体を犠牲にしてまで、保育現場

で働いている数百の保育労働者の怒  
りを共有しよう。

# マイクローエレクトロニクスと

## 労災職業病

(その3)

### メカトロニクス技術の

### 発達と産業ロボット

マイクローエレクトロニクスの影響  
を最も身近に感じるもののひとつに  
腕時計がある。腕時計は十年ほど前  
までは、歯車とバネから構成された  
複雑な精密機械構造からなるものと  
決まっていた。ところがそれが、集

積回路、水晶発振器、電池など電子  
部品に完全に置き換わっている。そ  
して正確な上に超安値となっている。  
家庭用のミシンでも一九七五年に世  
界で初めてマイコン応用のミシンが  
実用化され、それまでのジグザグカ  
ム、送りカムなどのメカニズムのう  
ち、三五〇個以上の機械部品がたつ  
た一つのワンチップ・マイコンに置  
き換わっている。商店で使われる金  
銭登録機は昭和四〇年代まで歯車、  
ネジ、バネなどで構成されていたが、

五〇年代に入って電子式キャッシュ  
レジスターに置き換わった。新型レ  
ジスターは中枢機構部分がIC、マ  
イコンなどの電子部品で構成されて  
いる。そして製品のキャラクターも  
変化し、売上げ金額表示、領収書発  
行などの機能の他に、高額商品の単  
品売りや、少額商品の一括合計登録、  
更に大型コンピュータにつないで販  
売情報管理も行なっている。

こうしてマイクローエレクトロニク  
スの影響は、様々な機械の制御機構  
を中心とした機械部品を電子部品に  
置き換えることから現われてくる。  
そして、このようなメカニズム(機  
械)のエレクトロニクス(電子)への  
置き換え、つまり機械工学と電子工  
学の融合を「メカトロニクス」とい  
う新語で呼んでいる。  
現在、そのメカトロニクス技術に

よって、メカの常識を破るような新しい機械製品が次々と生まれており、その代表的な製品が産業用ロボットなのである。しかし今、そのロボットについて期待と不安が交互に語られている。すでに様々な工場で人間に代わって仕事を始めており、現場労働の形を急速に変えつつあるのだ。

## 人間に

### おそいかる

### ロボット

産業用ロボット導入の利点として日本産業用ロボット工業会がアピールするのは、多品種少量生産が可能なことや、製品品質の安定、向上など生産性の向上が望めるという点に加え、労災職業病防止が大きく宣伝されている。確かに単純労働や悪環境の労働から人間を解放することが産業用ロボットの大きな目的だったし、そうした面もある。しかし現実的には人間が多数のロボットの手足

になって働いている例が多い。機械がやり残した仕事を人手でカバーする作業がそうだ。

昭和五十六年七月四日、川崎重工業明石工場で浦田憲二氏(三七歳)がロボットに胸を押されて圧死した。会社側の報告によれば、自動車用歯車の仕上げ加工を担当していた浦田さんが、シェーピング加工機の金属切りクズを除去しようと作業をしていた。切りクズがあると機械に材料を供給するロボットの仕事の邪魔になるからである。ところがそのロボットのアームが突然動き出し、加工機に胸を押し付けられて死んだのである。

この事故は、自律して動作するというこれまでの生産機械と異なるロボットの機能が原因となつていることから注目され、同年七月二十二日の参議院決算委員会でも取り上げられた。労働省労働基準安全衛生部安全課長は、その答弁の中で「単独作業のため目撃者の証言もなく明確ではないが」と断りつつ、「機械を止

めて(金属除去の作業に)入るという作業手順になつているところを、機械全体を止めずに個々の機械を止めてやったため、ロボットが作動してはさまれたようだ」と推測している。つまり死んだ浦田氏の操作ミスによって事故がおこつたということになる。

しかし、原因が労働者の不注意とは簡単に判断することはできない。まず答弁にあるように、無人化工場のため、たまたま通りかかった他の労働者が、すでに死亡している浦田氏を発見したのであり、現場で事故を目撃した人がいなかった。更に事故を起したロボットは、これまでも現場作業者に傷害を与えたことがあることが指摘されているからである。仮に不注意であるとしても、事故を招くに十分な職場環境があったことも問題視されねばならない。川崎重工業明石工場では残業が月六〇〜七〇時間もあり、多いときは月三回の休日出勤と隔週の夜勤の二交替があり、そうした中で「組立てライ

ンを止めるな」という指示がされていたと言う。仕事に追われる状況で、マニュアルどおりに機械を全部止めて調整に入ることなどは難しいことである。しかも、浦田氏は、休日に夜勤を命じられて働いており、死体が発見されたのが明方の五時頃だった。したがってこの死亡事故を本人の操作ミスと簡単に片付けることはできない。

## ロボット事故をひ 引きおこす

### 労働環境

前にも述べたように、ロボットによる災害の原因は、自律的な動作をすることにある。人間なら誤った動作をしてもぶつかると前に止まったり、力を抑えたりするが、ロボットに手加減はない。安全のためロボットは自動停止するようになっていた。制御回路の電源をしゃ断した時のように、完全に止まった状態の「完全停止」、外部信号の条件さえ整えば再起動するような状態の「条件待ち停止」、それに長時間ある一定の位置に停止のコントロールをしている「見掛け上停止」の三種の停止がある。しかし人間がロボットの世話をせねばならない限り、その判断間違いで行動区域内に調整に入った時に事故が起こり得る。また生産性向上という第一の目的のためロボットが導入されることから、「知りつつ危険区域内に入る」労働環境をまず問題視せねばならない。ロボットにリズムを合わせねばならない労働はただでさえ牧歌的な労働からとなくなくなり、その上に生産性向上のかけ声がかけれられ重大災害の可能性は消えようもない。

「条件待ち停止」、それに長時間ある一定の位置に停止のコントロールをしている「見掛け上停止」の三種の停止がある。しかし人間がロボットの世話をせねばならない限り、その判断間違

# 労職研運動

京大・阪大労災職業病研究会

¥ 1500

送料 300円  
(冊数に関わらず)

労働者と共に歩む医療活動の九年間



# 前線かち

## 地域合同労組

### キンダーハイム分会

#### 頸肩腕腰痛で

#### 二人目の労災申請

## 大阪東南

以前にも本誌に掲載したが、地域合同キンダーハイム分会で再び職業病被災者が発生し、近く労災申請することになった。

同分会は、精神薄弱児童園施設に働く保母の組合であるが、以前にもケイワンの腰痛症にかかった分会員の労災認定をかちとり、現在リハビリ就労の闘いにとりくんでいる。今回新たに申

れ、三年間の長きにわたってアルバイトを強いられ、七九年の十月にやっと正職採用された労働者である。アルバイト中は不安定な身分保障の下で正職と同様の労働を強いられてきた。正職採用になりたいため、疲れた身体にムチ打って働いてきたが、八〇年頃より手、腰のだるさを感じ始め、今年九月から遂に休業状態においこまれてしまった。

キンダーハイム学園では分会員以外の保母も含め今年まで二名の労災認定者を出し、今年は新たに三名の申請者が出ている。この数は保母職員の三分の一を占めており、分会ではこの実態を多くの保母労働者に知ってもらおうと地域合同の保育部会にも問題提起をしている。

## 北大阪

### 運送労働者の脳卒中死 労災認定

#### 全港湾大阪支部安全衛生委

全港湾大阪支部安全衛生委員会、同支部三黄通運分会の組合員である陣内慶喜さんの脳内出血につき、大阪天満労基署に八月労災

申請を行なっていたが、十月末、労基署はこれを労災認定した。同氏は今年の六月十一日、引越し荷物を芦屋市の住宅まで運び、なかみが入った一個八〇キログラムを越えるタンスを三個、同僚四名とともに二階にロープで引き上げる作業を行ない、その直後に気分が悪くなり、目の焦点があわずフラフラするという状態に陥った。かろうじて車に同乗して会社まで戻ったものの、早退、病院へ行き脳卒中と診断さ

れたものである。

労災申請に関しては、支部安全委員会の指導と比較的スムーズに進み、労基署側も発症直前の作業の重激性が明らかという事で労災認定したと思われるが、

### ●岩佐訴訟●

## 大阪 日本原電側尋問すべて空振り

### 大 阪 更に高まる「放射線皮膚炎」診断の信頼性

十一月十六日、岩佐訴訟控訴審第七回法廷が大阪高裁で開かれた。今回は「放射線皮膚炎」の診断を下した田代実医師に対する被告日本原電側の反対尋問であり、どのような尋問を展開していくかが注目されていた。

前回の主尋問では、「皮膚炎の初発の時期が確定で

脳卒中の労災認定問題がこ

の間、組合側と行政との間で多くのマサツを起している中で、今回の認定は今後に好影響を与えるものであろう。

診断はないはずだとの尋問を執拗にくり返した。しかし、尋問はすべて空振りに終わり、当日になって急に提出した皮膚科の専門書の証拠についても、的確に答える田代医師の信頼性をかえって高める結果となった。

支援の傍聴席は、初めての証人尋問であった前回に比べて少な目であったが、約六〇名の参加があった。この日新たに証人申請された原発下請労働者の労組、運輸一般原発分会の斎藤征二分会長、「原子炉被曝日記」の著者である森江信氏

の二名の証言が始まる来年へ向けて、更に支援を強めようと確認し合い法廷後の集会を終えた。

なお、次回法廷は、八三年二月十四日、午後二時より大阪高裁二〇二号法廷に

て、田代医師の補充主尋問が行なわれる。

「放射能だけが俺たちの勲章だ！」

# 原発はいま

16日記録映画

16日に証人申請した斎藤氏の運輸一般原発分会の映画を上映します。

参加費は¥800

## 岩佐訴訟判決批判

### 学習会

●特別企画●

1982年 12月 2日 午後6:30~

部落解放センター 4階

2研修室にて

主催：岩佐訴訟を支援する会

# 西大阪

## 1022行動を急拠中止

### 署の積極姿勢を評価

・全金ニッコー金属支部

既に何回かにわたって機関誌にて報道したように、全金ニッコー金属支部の平野氏脳卒中労災認定闘争は九月三〇日、十月八日と二波にわたって地域の全金各支部の大衆動員による交渉によって一気に山場を迎えた。そして、十月二二日には、全金大阪地本、総評西淀地協、安全センターの三者共闘による第三波大衆行動が予定されていた。しかし、十月二〇日に行われた

組合側代表と労基署との交渉の中で、署側は「現在争点となっている看板方式導入の有無については争点か

行ない、組合側はこれを「大きな前進」と評価し、十月二二日の大衆動員を急拠中止したのである。

ら外すこと、しかし、他の面で業務上認定の要素もいくつか存在しており、これを踏えて被災者救済という観点から前向きに行政に「当りたい」旨の見解表明を

現在(十一月二〇日)のところ労災認定は行なわれていないが、早ければ十一月いつばいにも結論が出る予定であり、我々としては闘争体制を解除せず、業務上認定確定まで労基署の動向を注視していく必要がある。

## 大阪 労取講座いよいよ大詰めへ 長丁場平均50人が参加

六月二二日より開始した安全センター主催の第二期

演(岡大教授青山氏)を残すのみとなった。

労災職業病闘争講座も、第十一回まで終え、あと十一月三〇日の修了式―記念講

資格者も二九名と、ともに

昨年を大幅に上回っている。約六カ月という長い期間、予想以上の参加者、また卒業資格者があったということは、労災職業病闘争に対する関心の高さを示すものである。そしてまた、労災職業病と闘うわれわれにも大きな自信となり、勇気を与えてくれるものである。

主催者側としては、まだまだ不充分点、反省すべき点は多くあったが、各回を担当していただいた講師の方々の協力でどうにか半年という長丁場をのりきることができたことを喜んでいる。なお、最終的なまとめは、十一月三〇日の修了式を終え、今回の問題点等を整理し第三期にそなえた。

\*

\*

# 大阪中央

## 国保歯科審査事務主幹の

### 脳卒中労災申請へ

#### ・大阪国保連労働組合

大阪国保連労組は現在、今年の七月三〇日、仕事中に脳卒中で倒れ入院中の中谷氏の問題について、労働災害として申請することを決定、その意見書作成作業が進められている。

同労組では、昨年以來職場の頸肩腕障害を中心として職業病問題へのとりくみが始まり、重度頸肩腕障害被災者の労災認定闘争勝利をテコとして職業病対策委員会を設置、着実にとりくみを進めてきていた。その中で、今回の災害が発生したものであるが、労組では直観的に労災ではないかと

の判断で調査を開始したが、同氏の労働条件を見直す中で、その労働（国民健康保

険の歯科に関するレセプトの審査および再審査業務の主幹）の精神的ストレスの大きさ、およびこの間の業務量の大幅な増加が浮き浮きになってきている。これらの労働実態を組合意見書としてまとめ上げるとともに、十一月末にも中央労働基準監督署に対して

正式に労災申請する予定であるが、以前日放労のフィルム編集者の脳卒中労災認定闘争においても問題となつたように、精神的ストレスの評価には困難な面もあり、当該労組はもちろんのこと、地域全体の問題としてとりくまれる必要があるだろう。

## 大阪南

### 港灣じん肺闘争

#### 大港労協定期大会でも

##### 取り組み確認

十一月十五、十六日に開催された大阪港灣労働組合協議会（主に大阪港で働く港灣労働者で組織された協議体、組合員六千〜七千名）の定期大会において、全港は労働省が各港での調査を計画しているのを受けて、

大港労協としてもじん肺健康に積極的に取り組みよう提起しました。これを受けて、大港労協として今まで「目に見える労災闘争を行ってきたが、今後は目に見えない職業病の闘いを積極的に取り組む」ことを確認し、港灣病の闘争を基本に、当面港灣にじん肺法を適用させる闘いを積極的にやっていくことを意志統一しました。また、労災保険における針灸治療制限反対の闘い、労災保険法改悪反対の取り組みもしていくことになりました。



# 堺

## 運送労働者の急性心不全死

### いのくらら羽曳野と協力して

#### 労災申請

十月二十六日、いのちとく  
 らしを守る会羽曳野支部は、  
 作業中に急性心不全で死亡  
 した松村氏の労災申請を堺  
 労基署に提出した。

キログラム以上ある波板ト  
 タンを担いで倉庫に入れる  
 仕事で、非常に重労働であ  
 ったこと、また、松村氏は  
 通常トラックの運送のみで、  
 当日のような長距離で、し  
 かも積荷を人力でやるとい  
 う作業は極めてまれであつ  
 たことなどから、死亡直前  
 の松村氏は肉体的、精神的  
 にも極度の疲労状態にあつ  
 たと主張されている。  
 堺労基署は、提出された  
 意見書をもとに調査を進め、  
 早期に結論を出したいと約  
 束し、十一月下旬には松村  
 氏が死亡した現地への調査  
 を予定している。

本誌でも既報(一〇一号)

したが、松村氏は波板トタ  
 ンをトラックで運搬、配送  
 する労働者であったが、八  
 〇年七月二四日、配送先の  
 綾部市内の金物店で、波板  
 を倉庫に運搬中、心不全を  
 おこし死亡した。相談をう  
 けたいのちとくらしを守る  
 会羽曳野支部は、関西労働  
 者安全センターと協力して  
 約四カ月にわたる調査を行  
 ない、意見書を作成して労

## 花 此

### 大工さんの骨折後遺症

#### 労災再発勝ちとる!

##### ・此花労働者センター!

なり、六月十五日より仕事  
 を休んでいたが、その間の  
 賃金のない生活に不安を感  
 じ、此花センターに相談に  
 こられたものである。

九月三〇日には天王寺労  
 基署と交渉をもったが、署

側はS氏の年齢(六八歳)等  
 を理由に認定をしぶってい

たが、センターは一方で独  
 自に主治医との話し合いを

もち、「三年前の後遺症で  
 ある」こと、「まだ治療の

効果がある」という主治医

此花労働者センターでは、事中サ骨を骨折し、同年九

本年八月末、工務店に務め 月まで労災保険をうけてい

る大工 S氏の相談に応じ、 た。その後、八二年六月ま

労災再発の問題にとりく ん で仕事に就いていたが、三

できたが、十月下旬認定を 年前のサ骨骨折の後遺症が

かちとることができた。 もとで肩、腕がはれてくる

S氏は、七九年一月、仕 など、仕事の継続が無理と

の言葉に確信を得、その後 十月下旬再発認定をかちと  
何度か署との交渉をもち、 った。

# 北 摂

## 吹田に新たな職業病闘争の 治療拠点 野本治療院開設!

吹田市に新たな針灸治療  
院が開設された。

この野本治療院は、これ  
まで吹田の地域で腰痛に悩  
まされているいくつかの職  
場への訪問針灸等の形で活  
動してきた野本針灸師と、  
吹田地域で労災問題に取り  
組んでいる各労組活動家の  
集まりである「吹田労災を  
なくす会」の協力で十月二  
五日に開院にこぎつけたも  
のである。

今年夏、全金技研工業支  
部の腰痛訴訟への支援運動

を軸として結成された「吹  
田労災をなくす会」は、こ  
れまで月に二回の定例会で、  
腰痛、労災認定のしくみ等  
について講師を招いての学  
習活動を行なってきた。  
会の運動の発展と、野本  
治療院の発展が期待され  
ている。



# ノモト治療院

☎ 06-381-9512  
吹田市朝日町21-13

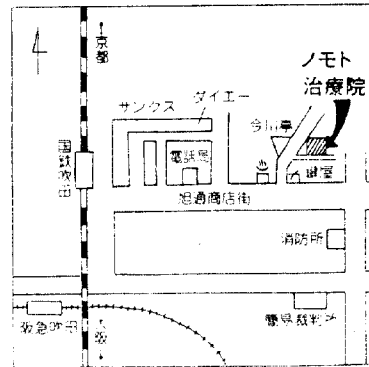
がんこな肩こり・腰痛・神経痛に

はり・灸  
カイロプラクチック  
小児ばり

診療時間

午前 8:00⇒12:00  
午後 1:00⇒7:00

★日曜・祭日も診療致します★



# 十月の新聞記事から

十・一 大東植田マンガン訴訟判決―企業だけでなく国にも損害賠償責任を認める(大阪地裁)

十・二四

台風下の吉野川のダム放水―降雨予測や適切な措置を怠った人災」と遺族ら国に賠償請求

十・四 IIC工場で火事、官崎沖電気半焼し五人重軽傷

十・二五

十年ぶり労災が再適用され、四〇〇万円の休業補償おろる

十・五 研修中の保険会社員ホテルで病死(西区) 堺にある運送会社で社員がコンクリーパイルの下敷きで死亡

十・二六

三菱化成(北九州市)で発ガン物質のベンジジンを扱っていた労働者が死亡、今年に入って四人目

ホンダ技研工業に対する七二年から係争中の損害訴訟の上告を棄却、ホンダに罰金十三億円(米最高裁)

十・十一 北九州の碎石現場の岩山でハツパの震動で大崩落事故

十・二七

四日市公害新たに四人の患者が死亡  
「種痘禍訴訟」(小樽市)―国と小樽市に賠償責任を認め三四〇〇万円の支払いを命じる(札幌地裁)

十・十二 北海道、東北地方で漁船遭難相次ぎ二隻転覆一人死亡、六人不明  
貨車五両が脱線、衝突のショックで機関士頭に打撲傷(吹田市)

十・二八

高知の「繁藤災害訴訟」(七二年)で高知地裁は県、町に賠償責任を認める

十・十三 新潟水俣病未認定患者二〇人が提訴、二次訴訟で追加

十・二九

化学工場で爆発事故、一人全身打撲(埼玉)  
「チソン水俣病関西訴訟」関西移住の四〇人が提訴、十二億五千万円の賠償請求

十・十六 内部告発の元三越社員が再就職先で心臓発作を起こし急死

## 針灸治療制限闘争

# 画一的打切りを 断固阻止しよう！

労働省は三七五通達の厳守をはかるため、治療費の一時保留という強行指令を発した。これは、労働省の通達厳守にける執念の表われであるが、一方では、全国統一的に実施できていないことに対するあせりの表われでもある。今までの闘いが労働省のあせりをひき出す力となったことを自覚し、画一的な治療打切りを断呼として阻止すべく地方からの闘いを更にもり上げていこう。

## 労働省がまた指令

### 診断書未提出に

### 治療費支払い保留

労働省は三七五通達の厳守をはかるため、十月初めに強行な指令を発した。今年七月時点で針灸治療をうけている被災者に対して併用治療をしているか否かのふりわけのための

診断書を提出するよう指示していたが、多くの地方で十一月現在に至るも提出を拒否して闘ってきた。これに対して労働省は、診断書が未提出の場合は、治療費の給付を一時保留せよとの指令を出したのである。

一時保留の根拠として、一般医療との併用がされているかどうかからなれば適正給付の判断がつかないという事を挙げているが、針

灸と一般医療を同一のレセプトで請求している場合は、一般医療の治療費も一時保留せよとなっており、今回の一時保留の指令は、通達が守られていない場合の制裁措置以外の何ものでもない。現在多くの地方で診断書の提出を拒否して闘っており、今回の指令は、こうした反対運動に対する明らかなやがらせである。

労働省のこのような強行姿勢は、反対運動を更に大きく盛り上げていくことになるであろうし、二〇〇〇人以上の被災者が治療を打切られる来年三月には、労働省が望むと否とに関わらず地方局、監督署では大混乱の状態に陥るであろう。

## 大阪総評中軸に

### 各地域で

### 労基署交渉を再開

## 大阪

大阪では、大阪地評が大会での特別決議を上げ、今後、地区評、地協を中心にして監督署交渉を行っていくことを決定した。その第一弾とし



て、十一月十六日、中央労基署における交渉が総評東地協の主催で行なわれた。

当日交渉に出席した松野労災課長からは、行政としても治療打切りに対する対策が必要であることを認めような発言があったが、事の重大性を理解していないと交渉団からの鋭い追及があり、中央労基署としても対象の被災者の実態調査をすることを約束した。次回は、署の調査した資料をもとに交渉を行なうことになった。

大阪では、中央労基署の他に十一月二十九日に南大阪地区評が西労基署との交渉を行なうことを決定しており、北摂地区評など、他の地区評、地協でも署交渉の準備が進められている。

また、大阪総評は、鍼灸治療をうけている労働者（労災に限らず健保、自費の場合も含めて）を対象に実態調査をすることに決めており、十一月一日より各単産に対する要請行動を行なっている。大阪地評は、この

実態調査を十一月末で収約し、それをふまえて大阪基準局との交渉を行なうことを予定している。

## 札幌地区労中心に闘い前進

### 北海道

## 労基審用催で新局面

北海道では、六カ月をこえて鍼灸治療を継続している被災者は六四名おり、札幌地区労を中心に闘いが進められている。七月での局交渉では、局側が「通達実施の運用の幅は全くない」との対応に終始したため、労働者委員の連名で道労働基準審議会の開催を要求していった。

十月四日開かれた労基審では、労働者委員と基準局の間で激しいやりとりが行なわれ、審議会会長が次のような集約をした。

①通達実施以前に審議会を開催して意向の反映ができなかったことは遺憾である。今後、このようなことがないように局側に対して強く申し入

れる。

②早急に各県における対応を調査し、その結果柔軟に対応している県があれば北海道としてもそのようにすべきである。

しかし、その後北海道局は、調査した結果柔軟な対応はできないと伝えてきており、局の無責任な姿勢に反撃の闘いが準備されている。



# 労働安全衛生法を読む

最終回

具体的な罰則適用は

省令委任

## 罰則規定とその適用問題

### 刑罰の種類

前回の学習でも一部触れたように、労安法はその規定を強制力のあるものとすべく一定の罰則規定を設けている。条文としては一一六―一二一条の六項目であり、参考までに述べると、最も重いのが法五五条違反で、黄リンマッチ等労働者に重度障害を生じさせる物を製造、輸入、譲渡、提供、使用してはならないという規定の違反として、法一一六条は三年

以下の懲役もしくは三〇万円以下の罰金を定めている。以下重い順で並べると、一年以下の懲役または一〇万円以下の罰金（一一六条）六カ月以下の懲役または五万円以下の罰金（一一九条）五万円以下の罰金のみ（一二〇、一二一条）となっている。ちなみに、労働基準法十九条にある「労災休業中の労働者への解雇禁止」条項の違反は六カ月以下の懲役または五千円以下の罰金である。（労基法一一九条）

罰則の軽重についての根拠については勉強不足で明らかにできないが、最も重い五五条違反の内容を検討すると、禁止の対象になっている物質に黄リンマッチの他に、ベンゼン等五物含むゴムのり、ベンジン等がある（労安法施行規則十六条）。ゴムのりについては、大阪の生野区におけるヘップサンダル製造に伴う造血障害、悪性貧血により死亡事故が発生して以降指定されたものであり、また、ベンジンによる膀胱ガンの問題も然りである。労安法における刑罰の対象となる具体的な違反項目（少し専門的というところ犯罪の構成要件）はそのほとんどが労働省令に委任されているために通常の場合以上に社会情勢を反映することになるが、五五条の中身（施行規則十六条）はま

さに職業病闘争の実情と重大災害発生というとり返しのつかない事態を待って定められたと思わざるを得ない。現に、発ガン等重大な健康障害を起す多くの物質は、それが特化則や、労基則三五条（職業病の範囲を定めた規則）において明文化されていても五五条に入っていないことからも伺い知れるのである。

以上、罰則についての概要を述べたが、以下、問題となるいくつかの点についてふれてみたい。

## 労安法違反における

### 「故意」の問題

通常犯罪に対する罰則の適用はいわゆる「故意」が原則であり、過失犯を罰するためには、特にその旨の明文による規定が必要であるというのが刑法の総則の考え方である。同時に、総則である刑法八条には「本法の総則は他の法令において刑を定

めたるものにまたこれを適用す」とある以上、労安法における罰則の適用についても原則として「故意」を要件にしなければならないということになる。しかし、厳格な意味でこれを適用すればほとんどがしり抜けにもなりかねない。例えば、動力によるくい打機を用いる場合に、その倒れるのを防ぐために「軟弱な地盤にすえつけるときは、……敷板、敷角等を用いること」（安衛則一七三条）とあるが、この場合どの程度の認識があれば「故意」が成立するかである。刑法のもう一つの原則として「法律を知らないことは故意がないということでない」ということが刑法三八条にあるので、少くとも、事業主は安衛則一七三条の存在は知っている必要はない。しかし厳格に考えると、「このくい打機は地盤のせいできつと倒れる」というところまで要求すると「そこまで考えられない」という一片のいいわけで故意は吹飛ぶことになるのである。従ってこの場合、少くとも地盤が軟弱で

あること、およびその上でのくい打ちは倒壊の危険があるという一般的理解の有無が故意成立のわかれ目となると思われる。非常に困難な問題ではあるが、最近の監督行政の傾向として「摘発より指導」ということとして「摘発より指導」ということとして「摘発より指導」ということであるが、これが労安法の強行性、事業者への強制力を弱める結果になつていようと思われてならない。

## 労基法十九条違反にみる

### 労基行政の実情

もう一例この辺の論議を示してみようと、これは労安法でなく労基法であるが、十九条の労災被災者の解雇禁止違反である。この場合も故意の厳密解釈がむしろ行政によって行われてきはじめている。つまり、経営者が被災者の病気が業務上の疾病であることを知らずに、あるいは、それを認めずに解雇するという事件が

最近増加している。それに対して労基署が送検するというのは非常にまれであり、解雇をとり消せという「是正勧告」さえなかなか出さないのが実状である。

現在、東京、神奈川を中心としてこの種の十九条違反事件があいついでおり、東京地評が「十九条解雇問題連絡会議」を発足させ活動を開始するという状況さえ出てきているのである。大阪において我々も保母の解雇問題で同様の事態に直面した経験をもっている。ケイワン障害に被災した保母が解雇されその後労災認定を勝ちとったが、労基署はかろうじて十九条違反の「指導」をしたもののそれ以上の措置をとらない、組合側の告発と再三の要請行動でようやく書類送検したものの、地検は「証拠不十分にて不起訴」としたのである。ここでの争点は保育の理事会側がケイワン障害の発生を認めていないという点であり、それに伴い「

労災患者を解雇する」という「故意」が成立しないという問題であった。

労働行政の「指導の優先」という傾向は「実務をあげるため」という言いわけにも関わらず、結果的には刑事罰の形がい化につながるものであろう。労安法（労基法）違反が認定されれば速かに「是正勧告」を行い、それが速やかに履行されねば「送検」という行政のありかたを要求して闘うのが我々の任務でもありと考えている。

## 違反放置の

### 既成事実作りが

### 法改悪の根拠となる

以上少し長くなつたが、労安法違反を成立させる一要素である「故意」の問題を中心にその矛盾点を示してきたが、労災事故の発生に対し「業務上過失致傷害（死）」の刑事責任を労働者に対して過敏に追及して行く警察権力のありかたと対照をなして、企業に甘い労基行政はより浮き

ぼりになつてきているといえるので

ある。

その他罰則をめぐる問題は、法違反行為の主体つまり「実行為者」が誰かということや、両罰規定問題、更には時効といくつかの点が残っているがここで触れる余裕はない。ただ、日本的なやり方の一つとして「既成事実」の積み重ねを次の法改悪の根拠とするというやり方が現在ほど露骨な時代はないということである。労働省は既に労基法の解体に向けた作業（主要には労働基準法研究会の報告が一応出そろつたこと）がほぼ完了したとまさに無法なことを述べているが、この準備作業はまさに法違反是認の積み重ねそのものである。「ウソつきは泥棒の始まり」の類いではあるまいが、労安法とその罰則はまだ生きており、我々がこれを活用し、行政にそれを行使させねば更に既成事実が積み重なっていくのだということを肝に銘じて講を

終えたい。

（シリーズおわり）

# 脳卒中・心臓発作の 労災認定学習会

## 講師

・関西労働者安全センター議長 山本敬一  
・総評南大阪地区評副議長 有元幹明  
・港地区協議会議長

## 報告

・全国金属・全港湾

## 特別報告

・医療法人南労会松浦診療所医師 足達七郎  
・医療法人南労会顧問・府会議員 河原かんじ

とき 十二月七日 午後六時〜

ところ 港区民センター（環状線弁天町下車スグ）

入場無料―来場歓迎

主催・総評南大阪地区評議会

カラー・スライド

(65コマ 30分)

# 曝された原発の隠

## 岩佐訴訟

原発被曝裁判岩佐訴訟の闘いを通して、被曝労働の実態と問題点を明らかにする!!

写真: 樋口健二 (フリーカメラマン)  
 ナレーター: 河東 けい (関西芸術座)  
 監修: 岡村 日出夫  
 制作: 岩佐訴訟を支援する会

1セット..... 20000円

貸し出し..... 3000円

(安全センターで取り扱っています。)

### お知らせ

「関西労災職業病」編集部では読者のみなさんの本誌への御意見、御批判をお待ちしています。記事論文への意見感想、今後とり上げたいテーマなどを葉書でお知らせ下さい。

\*

\*

\*

次号(82年12月号)は休刊とし83年新年号は10月10日合併特大号(200円)として1月1日に発行します。

# 年末カンパへの御協力をお願い

各位におかれましては、年末闘争その他諸とりくみにてお忙しいことと存じます。また、日頃からの当関西労働者安全センターへの御指導、御鞭撻に対し心より御礼申し上げます。

さて、安全センターも結成以来、丸九年を経過し、また、過日の組織整備からも既に二年近くが経過致しました。昨年度は組織拡充を重点とした活動に専念したこともあり、財政的には一時的に黒字となり健全化に向けての足場が固まってきたといえますが、今年度は、その運動基調として積極的な攻勢という方針の下に、新事務所の開設、機関誌大幅拡大運動、針灸制限阻止闘争等の展開を行ったことにより、大幅な出費増となり、十月末現在、相当な赤字を示すに至っております。

ます。もちろんこれら積極的な活動が将来的には財政の健全化に連ることを確信しておりますが、当面の問題としては、やはり各位の御協力を得る中から赤字幅の縮少、収支の均衡を保っていかねばならないと考えております。

つきましては、勝手なお願いではありませんが、私共の運動と右記の財政問題についての趣旨御理解の上、八二年年末カンパへの御協力を強くお願いする次第であります。財政的にはどこも厳しい折とは存じますが、敢えて御協力を要請致します。

一九八二年十一月二十日

パンフレット紹介

## 原発で働けと言われて

原発出張・X線健診……一切の放射線被曝を告発する！

労働者被曝の最前線における金属労働者の抵抗闘争！

●全金大 阪地本 安全対策部 原発被曝労働者を守る会編●

### 内容

原発労働者の立場から訴える、原発の入口から出口までに経験すること、原発出張者の座談会、

全金組合員の原発出張と被曝チェックの労働協定、他 B5版60頁

四〇〇円 送料二四〇円(三冊以上は送料別)

**現場から生まれた学習・情報誌**

**前線から**

大阪 七月  
大阪労災  
審判官は  
ボイリン  
査作業員十  
つ九百七

職場の安全衛生を考える  
(第八回)

連載 (紙下回)

「現場から生まれた学習・情報誌」  
昭和50年10月29日発行  
発行所 労災研  
〒545 大阪市東区  
船場2-1-10  
電話 06-351-1127

購読料  
1部 2000円  
2部 3000円  
3部 4000円  
4部 5000円  
(以上送料込)  
5部以上は送料当方負担

購読希望者を御紹介下さい  
三ヶ月の試読可

1部 ¥100

1部 ¥100

労災研 編集委員会  
リマム・林 編集

■表紙写真—関西労災職業病100号発刊記念祝賀会(9月24日)

**早く・安く**

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28